

定期監査等結果報告書

令和 8 年 9 月

岸和田市監査委員

第1 監査の対象

1 対象事務

令和7年度学校園事務事業（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

2 対象学校園

幼稚園（浜、岸城、天神山）

小学校（中央、城内、東光、浜、天神山、太田）

中学校（岸城、光陽、土生）

第2 監査の主な実施手続、着眼点及び指摘事項等の判断基準

岸和田市監査基準（令和2年監告示第7号）並びにこれに基づき策定した令和8年度岸和田市監査等実施方針及び令和8年度幼稚園・小学校・中学校定期監査実施計画に定めるところにより、定期監査を実施した。なお、小学校及び中学校における理科実験に使用する化学薬品等の保管・管理状況については、行政監査として実施した。

第3 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

監査委員室

2 日程

(1) 調査期間 令和8年7月14日から令和8年8月19日まで

(2) 監査実施日

令和8年8月18日 幼稚園（浜、岸城）

小学校（中央、城内、東光、浜）

令和8年8月19日 幼稚園（天神山）

小学校（天神山、太田）

中学校（岸城、光陽、土生）

第4 監査の結果

物品購入関係事務、備品の管理状況、関係書類の整備状況、幼稚園にあってはアフタースクール（預かり保育）負担金関係事務について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。これまでの指摘事項等を理解しおおむね適正に事務処理を進めている成果と評価する。引き続き、適正な事務執行の推進及び事務処理のミス防止等に努められるとともに、子どもたちの安心・安全の確保、快適な教育環境の維持を図るため、学校園の設備及び備品が適切に管理されることを望む。

また、昨年度の学校園監査において、理科実験に使用する化学薬品の廃液等の処分に関し、組織的に対応されたい旨申し述べたところであるが、来年度からの処分実施に向けて取り組みに着手されたとのことであり、その部分については一定評価する。今後、学校管理課においては、教育現場で理科実験に係る化学薬品等が適切に保管・管理されるよう指導し、各学校園での対応が難しいとされる廃液等については、組織的に適切な処分が行われるよう継続して取り組まれたい。

第5 意見

学校管理課、学校給食課にあっては、一部備品と消耗品の支出科目の区分設定や配布備

品等の管理について統一化されてないところが見受けられる。各学校園が学校管理課より示されている基準に則り、事務処理を遂行するにあたり、認識のずれや混乱が生じないように、物品の購入における備品と消耗品の取り扱いについて管理基準を組織的に整理し、その基準を周知することで、学校園の事務処理が統一的に遂行されるよう取り計らわれたい。